

国家公務員 障害者選考試験 受験案内

定型的な事務をその職務とする係員を採用するための試験

この選考試験は、人事院が第1次選考（筆記試験）を実施しますが、第2次選考（採用面接）は各府省が実施します。

試験の日程

受付期間 2019（令和元）年 6 月 17 日（月）～ 6 月 26 日（水）

※ 申込みは、できる限り、インターネットにより行ってください。インターネット環境（原則パソコン）及びプリンターが必要となります。6 月 26 日までの受信有効。

インターネット申込専用アドレス（<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>）

※ インターネット申込みができない場合は、**郵送（簡易書留）**で行ってください。6 月 26 日までの通信日付印有効（持参による申込受付は行いません。）。

第1次選考日 2019（令和元）年 9 月 15 日（日）

10：00（受付開始）

10：30（試験開始）～ 14：35（試験終了）

※ 試験終了時刻については、点字による試験の場合 15：20、試験時間の延長の場合 15：00 となります。

※ 第1次選考の試験問題は、高等学校卒業程度の問題が出題されます。

第1次選考通過者発表日 2019（令和元）年 10 月 17 日（木） 10：00

第2次選考日 2019（令和元）年 10 月 28 日（月）～ 11 月 11 日（月）（予定）

※ 各府省で実施します。第2次選考に関する注意事項等については、第1次選考の際にお知らせします。

合格者発表日 2019（令和元）年 11 月 26 日（火） 10：00

1 受験資格

次の要件（１）及び（２）を満たす者

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則 10 ― 4 第 9 条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

（２）1960（昭和 35）年 4 月 2 日から 2002（平成 14）年 4 月 1 日までに生まれた者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

（１）日本の国籍を有しない者※

（２）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有する者であっても外国の国籍を有する者は、外務公務員になることができません。

(注) ○ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。

2 試験の区分・採用予定数・勤務地

試験の区分は、以下の9区分を予定していますが、**採用予定が見込めない場合は、一部の区分について休止となることがあります**。その場合は速やかに人事院ホームページでお知らせします。

採用予定数は、2019（令和元）年6月上旬に、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）〔<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>〕に掲載する予定です。

試験の区分	採用時の勤務地
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
東海北陸	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

(注) ○ 申し込むことができる「試験の区分」は一つに限ります（二つ以上の申込みをした場合は、受験できないことがあります。）。

○ 受験申込みの受理後における「試験の区分」の変更は認められません。

○ 第1次選考通過者、合格者は試験の区分ごとに決定されます。

3 試験地

第1次選考試験地（試験の区分にかかわらず、受験に便利な1都市を選んでください。）

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

- (注) ○ 試験場は、受験票で通知します。なお、原則として上記都市内に試験場を設けますが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もあります。
- 申し込むことができる「試験地」は一つに限ります。
- 受験申込みの受理後における「試験地」の変更は認められません。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更が認められます。
- 第2次選考は、各府省の採用予定機関での個別面接等となります。

4 試験種目・試験の方法

選考段階	試験種目	解答題数 解答時間	内容
第1次 選考	基礎能力試験 (多肢選択式)	30題 1時間30分	公務員として必要な基礎的な能力 (知能及び知識)についての筆記 試験 知能分野 15題 文章理解、課題処理、数的処 理、資料解釈 知識分野 15題 自然科学、人文科学、社会科学
	作文試験	1題 50分	文章による表現力、課題に対する 理解力などについての筆記試験
第2次 選考	採用面接		各府省の採用予定機関における個 別面接等

- (注) ○ 作文試験は基礎能力試験において一定以上の成績を得ている者を対象に評定した上で、第1次選考通過者決定に反映します。
- 試験の問題例及び第1次選考通過者の決定方法の詳細については、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）を御覧ください。

5 受験上の配慮

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請していただきます。なお、申請の内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

5-1 視覚障害のある方

(1) 試験問題集等の形式の変更

基礎能力試験及び作文試験において、点字による試験、拡大文字による試験、電子ファイルの試験問題集による試験を選択することができます。

ただし、重複して希望したり、基礎能力試験と作文試験で異なる試験の方法を希望したりすることはできません。

ア 点字による試験

重度な視覚障害者を対象に、基礎能力試験、作文試験の両方で点字の試験問題集を使用します。

補助として音声読み上げソフトを併用し、テキストファイルの試験問題集で音声で確認しながら、受験することもできます。

- テキストファイルの試験問題集はUSBメモリからコピーしますので、USBメモリが接続可能なパソコン、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限ります。）を持参していただきます。
- 指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、MyEdit やメモ帳などのテキストエディタ）以外のソフトウェアを使用したり、無線機能を使用した場合は、受験を拒否します。

解答方法は、音声読み上げを併用する場合は、点字による解答又は答案用のテキストファイルへの入力による解答のいずれかを選択できます。音声読み上げを併用しない場合は、点字による解答となります。

点字による試験は、基礎能力試験の解答時間（1時間30分）が2時間15分（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

イ 拡大文字による試験

拡大文字による試験において使用する試験問題集には、拡大率の異なる2種類（面積比で2倍と2.7倍）があります。通常の試験問題集の文字の大きさは10ポイントですが、拡大率が2倍の場合は、文字の大きさが14ポイント相当、2.7倍の場合は、文字の大きさが17ポイント相当となります。以下はイメージです。

〔10 ポイント〕 次の文の内容と合致するものとして最も妥当なのはどれか。

〔14 ポイント〕 次の文の内容と合致するものとして最も妥当なのはどれか。

〔17 ポイント〕 次の文の内容と合致するものとして最も妥当なのはどれか。

基礎能力試験において、マークシート式答案用紙の代わりに、丸付け答案用紙又は記入式答案用紙を選択することができます。

○ 丸付け答案用紙とは、あらかじめ設問ごとに1～5の数字が印刷されている用紙を用い、正しいと思う解答番号に丸又はレ印を付ける答案用紙です。

○ 記入式答案用紙とは、設問ごとに正しいと思う1～5の解答番号を直接記入する答案用紙です。

作文試験において、通常的答案用紙（B4サイズで、緑色の罫線が入った片面600字の文字が記入できる用紙）の代わりに、罫線を黒刷りにした答案用紙を選択することができます。

ウ 電子ファイルの試験問題集による試験

拡大文字による試験でも受験が困難な視覚障害のある方は、基礎能力試験、作文試験の両方でWordファイル（DOC形式）の試験問題集をパソコン上にコピーして使用することができます。この場合、紙の試験問題集は配付しません。

補助として音声読み上げソフトを併用し、Wordファイルの試験問題集を音声で確認しながら、受験することもできます。

○ Wordファイルの試験問題集はUSBメモリからコピーしますので、USBメモリが接続可能なパソコン、ACアダプタ、イヤホン（音声読み上げソフトを併用する場合。無線機能がないものに限り。）を持参していただきます。

○ 指定されたソフトウェア（Microsoft Word、音声読み上げソフト、MyEditやメモ帳などのテキストエディタ）以外のソフトウェアを使用したり、無線機能を使用した場合は、受験を拒否します。

解答方法は、答案用のテキストファイルへの入力となります。

(2) 試験時間の延長

良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方は、基礎能力試験の解答時間（1 時間 30 分）を延長し、1 時間 55 分（通常の 1.25 倍）とすることができます。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

拡大文字による試験、電子ファイルの試験問題集による試験を併せることができます。なお、点字による試験は、基礎能力試験の解答時間（1 時間 30 分）が既に 2 時間 15 分（通常の 1.5 倍）に延長されているため、試験時間の延長の対象にはなりません。

5 - 2 聴覚障害のある方

(1) 試験官の発言事項の伝達方法

試験官の発言事項を書面で伝達することができます。また、書面伝達に加えて更に手話通訳士の配置を選択することもできます。

(2) 人工内耳の装用・補聴器の使用

人工内耳の装用・補聴器の使用を認めます。FM電波等による通信機能がある場合は、その通信機能を切ってください。通信機能を使用した場合は、受験を拒否します。

5 - 3 上肢機能、下肢機能、体幹機能に障害のある方

(1) 基礎能力試験の答案用紙の変更

基礎能力試験において、上肢機能又は体幹機能に障害のある方については、マークシート式答案用紙の代わりに、丸付け答案用紙又は記入式答案用紙を選択することができます。

- 丸付け答案用紙とは、あらかじめ設問ごとに 1～5 の数字が印刷されている用紙を用い、正しいと思う解答番号に丸又はレ印を付ける答案用紙です。
- 記入式答案用紙とは、設問ごとに正しいと思う 1～5 の解答番号を直接記入する答案用紙です。

(2) 作文試験におけるパソコンの使用

作文試験において、上肢機能又は体幹機能に障害があり、筆記による解答が困難な方については、パソコンを使用して答案用のテキストファイルへの入力による解答を選択することができます。

- 答案用のテキストファイルはU S Bメモリからコピーしますので、U S Bメモリが接続可能なパソコン、A Cアダプタを持参していただきます。
- 指定されたソフトウェア（メモ帳などのテキストエディタ）以外のソフトウェアを使用したり、無線機能を使用した場合は、受験を拒否します。

(3) 車椅子の使用

車椅子を持参して使用される方は、移動時のみに使用するか、又は、試験時間中も車椅子を使用するかを調査票で申請してください。また、希望する机の高さがあれば申請してください。

5 - 4 読字障害のある方

(1) 電子ファイルの試験問題集による試験

基礎能力試験、作文試験の両方で Word ファイル（DOC 形式）の試験問題集をパソコン上にコピーして使用することができます。この場合、紙の試験問題集は配付しません。

補助として音声読み上げソフトを併用し、Word ファイルの試験問題集を音声で確認しながら、受験することもできます。

- Word ファイルの試験問題集はU S Bメモリからコピーしますので、U S Bメモリが接続可能なパソコン、A Cアダプタ、イヤホン（音声読み上げソフトを併用する場合。無線機能がないものに限ります。）を持参していただきます。
- 指定されたソフトウェア（Microsoft Word、音声読み上げソフト、MyEdit やメモ帳などのテキストエディタ）以外のソフトウェアを使用したり、無線機能を使用した場合は、受験を拒否します。

解答方法は、答案用のテキストファイルへの入力となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

(2) 試験時間の延長

医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、基礎能力試験の解答時間（1時間30分）を延長し、1時間55分（通常の1.25倍）とすることができます。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

5-5 書字障害のある方

(1) 基礎能力試験の答案用紙の変更

基礎能力試験において、マークシート式答案用紙の代わりに、丸付け答案用紙又は記入式答案用紙を選択することができます。

- 丸付け答案用紙とは、あらかじめ設問ごとに1～5の数字が印刷されている用紙を用い、正しいと思う解答番号に丸又はレ印を付ける答案用紙です。
- 記入式答案用紙とは、設問ごとに正しいと思う1～5の解答番号を直接記入する答案用紙です。

(2) 作文試験におけるパソコンの使用

医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験において、パソコンを使用して答案用のテキストファイルへの入力による解答を選択できます。

- 答案用のテキストファイルはUSBメモリからコピーしますので、USBメモリが接続可能なパソコン、ACアダプタを持参していただきます。
- 指定されたソフトウェア（メモ帳などのテキストエディタ）以外のソフトウェアを使用したり、無線機能を使用した場合は、受験を拒否します。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

5-6 その他の配慮について

- (1) 治療等のため、試験時間中に服薬等が必要な方は事前に申請してください。
- (2) 介助等のため付添人、身体障害者補助犬を同伴することができます。

なお、付添人は、特別な事情がある場合を除き1人とし、解答時間中は別室でお待ちいただきます。

(3) 受験のために持ち込む補装具等について、事前に申請してください。

ア 次の補装具等の使用については、申請の必要はありません。

時計（ただし、計時機能だけのものに限る。）、眼鏡（老眼鏡を含む。）、杖、義肢、定規（目盛りのないものに限る。）、文鎮、座布団、タオル、目薬

イ 試験実施上の支障を来たさないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの。）、電卓、スマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類は使用できません。

(4) 試験時間中の水分補給については、試験官の許可を得た上で、行うことができますので、事前の申請の必要はありません。

(5) その他受験の際に何らかの配慮を希望される方は、調査票に記入してください。

ただし、申請の内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

6 第1次選考を受験する際の注意事項

(1) 受験票について

- インターネットで申込みをした方は、2019（令和元）年 8 月 27 日（火）から 9 月 12 日（木）までの間に受験票をダウンロードし、印刷してください。
- 郵送で申込みをした方は、2019（令和元）年 8 月 27 日（火）に郵送する予定です。郵便事情により、到着までに日数がかかる場合があります。なお、9 月 3 日（火）までに到着しないときは、人事院人材局試験課に 9 月 5 日（木）17 時までに問い合わせてください。
- 受験票には、本人であることが明りように確認できる写真（3 か月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向きの縦 4cm 横 3cm のもの）を貼り、第1次選考の当日に必ず持参してください。
- 受験票を紛失した場合は、速やかに人事院人材局試験課にお問い合わせください。

(2) 第1次選考当日

- **試験開始時刻（10：30）に遅れた場合は、受験は認められません。**
- 受験票記載の試験場において必ず試験開始時刻までに受付（10：00開始）を済ませ、指定された席に着席してください。
- 試験当日は、交通混雑等が予想されますので時間に余裕を持って行動してください。
- 公共交通機関を利用することが困難で自家用車等で来場される場合は、第1次選考を実施する地方事務局（所）に8月28日（水）から9月6日（金）までの間（9：00～17：00）（土・日曜日は除く。）に、お問い合わせください。
- 試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となるので御注意ください。
また、通信機能、辞書機能、計算機能を有する補装具等は使用できません。試験時間中に使用していた場合は、受験を拒否します。
- 介助のための付添人の方は、解答時間中に試験室に入室することはできません。別室で待機していただきます。
- 試験でパソコンを使用する場合、読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応いたしません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮いたしません。
- **人事院及び各府省では、有料で試験の合否の連絡を請け負うことは一切行っていません。**

7 多肢選択式試験の正答番号の公表について

第1次選考の「基礎能力試験（多肢選択式）」の正答番号については、第1次選考日の翌々日の2019（令和元）年9月17日（火）から人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）に掲載します。

なお、詳細については、第1次選考日に配布する「受験心得」を御覧ください。

8 第1次選考通過者発表

日時 2019（令和元）年10月17日（木）10時

発表場所 人事院事務総局

人事院各地方事務局・沖縄事務所

第1次選考通過者には第1次選考通過通知書を郵送します。第1次選考通過通知書が10月22日（火）までに到着しない場合は、10月23日（水）から10月24日（木）までの間（9:00～17:00）に人事院人材局試験課にお問い合わせください。

また、インターネットにおいても、第1次選考通過者の受験番号を掲載します。アドレス等の詳細については、第1次選考日に配布する「受験心得」を御覧ください。

9 第1次選考を通過したら

第1次選考を通過したら、各府省が実施する第2次選考を受験することになります。採用予定機関、採用時の勤務地、採用に関する照会先電話番号などの第2次選考に関する事項については、詳細が決まり次第、人事院ホームページ等によりお知らせします。

また、採用予定機関によっては、採用面接時に就労支援機関の職員の同席を認めている場合もあります。

10 合格者発表

日時 2019（令和元）年11月26日（火）10時

発表場所 人事院事務総局

人事院各地方事務局・沖縄事務所

また、インターネットにおいても、合格者の受験番号を掲載します。アドレス等の詳細については、第1次選考日に配布する「受験心得」を御覧ください。

11 合格したら

採用日は原則として2019（令和元）年12月31日までになります。

本人の希望等を考慮の上、2020（令和2）年1月1日以降の採用もあります。

1 2 給与

採用当初の額は 148,600 円（行政職俸給表（一）1 級 5 号俸）が基本となり、採用前の経歴に応じて増額されます。例えば、高等学校卒業後、30 歳で採用された場合は、16.4 万円～ 21.9 万円です（行政職俸給表（一）1 級の場合）。なお、行政職俸給表（一）1 級の俸給月額は最高で 247,600 円です。

（注）○ 上記の額は、2019（平成 31）年 4 月 1 日に採用された場合の額（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在の「一般職の職員の給与に関する法律」の規定による。）です。

○ このほか次のような諸手当が支給されます。

扶養手当：扶養親族のある者に月額 10,000 円（子）等

地域手当：民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の 20 %（東京都特別区の場合）

住居手当：賃貸のアパート等に住み、家賃を支払っている者等に、月額最高 27,000 円

通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額（1 か月当たり最高 55,000 円）等

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1 年間に俸給等の約 4.45 月分

1 3 勤務時間・休暇

勤務時間は、原則として 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年 20 日（12 月 1 日採用の場合、採用の年は 2 日）。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

1 4 申込方法

できる限り、インターネットでお申し込みください。インターネット申込みができない場合は、郵送（簡易書留）による申込みとなります。

14-1 インターネット申込み

受付期間	2019（令和元）年6月17日（月）9時～6月26日（水） ※ 6月26日（水）までに申込データを受信したものに限り、受け付けます。余裕を持って申込手続を完了してください。
アドレス	インターネット申込専用アドレス 〔 http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html 〕 ※ お使いのパソコンが申込手続が可能かどうかチェックできます。インターネット申込専用アドレスへアクセスして、早めに確認してください。

（1）申込方法

手続は「事前登録」と「申込み」の2段階になっています。「事前登録」だけでは申込完了にはなりません。「事前登録完了通知メール」及び「申込受付完了通知メール」が送信されますので必ず保存してください。また、「事前登録」の際に登録したメールアドレスは、受験票発行通知メールが届き受験票をダウンロードし、印刷するまで変更しないでください。

ユーザーID及びパスワードは、受験票ダウンロードの際に必要となりますので、忘れないように必ず控えておいてください。

※ パーソナルレコード（インターネット申込手続に入る画面の下方）から、ユーザーID及びパスワードでログインすることで申込内容の確認ができます。

※ 予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

（2）申込みに関する注意事項

- 申し込むことができる「試験の区分」、「第1次選考試験地」は一つに限ります。また、申込完了後における変更は認められません。ただし、試験地については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲（転居の場合は、6月28日（金）17時までに申し出た場合に限る。）で変更が認められます。
- 申込みは1回に限ります。異なるユーザーIDで同じ試験について複数の申込みをした場合、最後の申込み以外は無効とします。
- 「試験の区分」、「第1次選考試験地」以外の申込内容のうち、「氏名（フリガナ含む。）」「生年月日」「電話番号」「住所・合格通知書希望送

付先」の訂正は、第1次選考当日に受け付けます。申込内容等の訂正を目的として再度申し込むことは絶対にしないでください。

- 入力の誤りや漏れがある場合には、補正を行うため適宜連絡をします。申込みをした日から7月25日（木）までの間（土・日曜日及び祝日は除く。）は必ず連絡が取れるようにしてください。補正できなかった場合には、受験申込みの受理ができないことがあります。

また、第1次選考試験地に対応する地方事務局（所）の問合せ先（20ページ参照）及び人事院人材局試験課（19ページ参照）と連絡が取れるように、電話番号を携帯電話等に登録しておいてください。

（3）受験票発行通知メールの送信

8月27日（火）13時から17時までの間に、受験票発行通知メールを送信する予定です。受信後、速やかに受験票をダウンロードの上、A4サイズのコピー用紙（普通紙）で印刷（カラー、白黒どちらでも可）してください。

（4）受験票のダウンロード及び問合せ期限

9月12日（木）17時までにユーザーID及びパスワードを入力して受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票がダウンロードできない場合は、国家公務員採用試験インターネット申込画面のQ&Aを参照してください。ダウンロード期間中にダウンロードできなかった場合は、パーソナルレコード（インターネット申込手続に入る画面の下方）にログインして、必要な情報を確認し、第1次選考当日、必ず試験開始時刻までに、試験場の受付で、ダウンロードできなかった旨を申し出てください。

また、受験票の内容に関する照会は、第1次選考試験地に対応する地方事務局（所）の問合せ先（20ページ参照）に9月13日（金）17時までに行ってください。

14-2 郵送（簡易書留）による申込み

郵送の場合は、**必ず簡易書留としてください**。持参による申込みは受け付けませんので御注意ください。

受付期間	2019（令和元）年6月17日（月）～6月26日（水） ※6月26日（水）までの通信日付印があるものに限り受け付けます。
申込先	〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3 人事院人材局試験課 宛て
申込方法	120円切手を貼った受験申込書と調査票を角形2号（A4サイズ）の封筒に入れ、封筒の表に「 選考試験申込書在中 」と朱書きしてください。必ず郵便局の窓口を持参し、 簡易書留 の手続を行ってください。 郵便局で交付される「簡易書留の受領証」を保管していない場合や普通郵便等で郵送した場合の事故については責任を負いません。 なお、返信用封筒を同封する必要はありません。

（1）受験申込書の記入要領

黒のボールペン等ではっきりと丁寧に記入してください（消せるボールペンは使用しないでください。）。間違えた場合には、二重線を引いて訂正してください。

ア 氏名欄

漢字氏名は、住民票記載の文字としてください。ただし、電子計算機で処理するため、表記できない文字については、受験票等でカタカナ・類字により表記する場合があります。

イ 性別欄

いずれかを○で囲んでください。なお、記入がなくても差し支えありません。

ウ 試験の区分欄

下記の表から試験の区分を選んで、試験の区分とコード番号を記入してください。

試験の区分	コード番号
北海道	1 1
東北	1 2
関東甲信越	1 3
東海北陸	1 4
近畿	1 5

試験の区分	コード番号
中国	1 6
四国	1 7
九州	1 8
沖縄	1 9

エ 第1次選考試験地欄

下記の表から第1次選考試験地を選んで、第1次選考試験地とコード番号を記入してください。なお、第1次選考は、試験の区分にかかわらず、9都市のうちのいずれでも受験ができます。

第1次選考試験地	コード番号
札幌市	1 1 1
仙台市	2 3 1
東京都	3 5 1
名古屋市	4 3 1
大阪市	5 3 1

第1次選考試験地	コード番号
広島市	6 4 1
高松市	7 2 1
福岡市	8 1 1
那覇市	9 1 1

オ 生年月日欄

昭和又は平成のいずれかを○で囲み、年月日を記入してください。

カ 現住所欄

郵便番号を記入してください。現住所は都道府県名を省略し、アパート名、室番号、同居先も記入してください。住所の漢字の部分にはフリガナを付けてください。

この住所は受験票、第1次選考通過通知書等の送付先となりますので、正確に記入してください（住民票の住所と異なる場合は、確実に連絡の取れる住所を記入してください。）。

キ 連絡先欄

受験者本人と確実に連絡の取れる電話番号（自宅・携帯）、FAX番号、電子メールアドレスのうち、一つ以上を記入してください。

受験申込書に誤記や未記入がある場合、又は受験に際し、特別な配慮を希望する場合には、補正や確認を行うため連絡をすることがありますので、申込みをした日から7月25日（木）の間（土・日曜日及び祝日等の休日を除く。）は、確実に連絡が取れるようにしてください。

メールアドレスは、連絡誤りを防ぐため、誤りやすい文字や数字等にルビを記入してください。

(例)

大オー	れい	小オー	デー	いち	エル	アイ	ビー	ろく
0	0	o	D	1	ℓ	I	b	6
キュー	きゅう	ハイフン	アンダーバー					
q	9	—	—					

ク 手帳記載事項欄

身体障害者手帳、指定医等の診断書・意見書、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害者であることの判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つに基づいて記入してください。複数に該当する場合であっても、一つのみとしてください。

- 交付・再発行年月日は、最も新しい日付を記入してください。
- 障害名は手帳等に記載がない場合は記入の必要はありません。
- 精神障害者保健福祉手帳の場合は、有効期限を記入してください。有効期限が申込期間の最終日（2019（令和元）年6月26日）以前の場合は、手帳の更新申請日を記入してください。

ケ 最終学歴欄

大学・大学院、短大・高専等の区分欄の①～⑤、既卒、在学中等の履修状況欄の①～④のそれぞれ該当する箇所を○で囲んでください。

- 短大に相当しない専修学校（③以外）の場合は、「その他」を選んでください。
- 中等教育学校は「高校等」を選んでください。
- 「卒業・修了見込み」とは、来春卒業する又は修了する見込みのことをいいます。
- 来春以降も在学する場合は、履修状況欄③に現在の学年を記入してください。

コ 切手欄

受験票郵送料として、必ず120円切手を1枚貼ってください。

(2) 調査票の記入要領

「5 受験上の配慮」（5ページ参照）を読んで必要な事項に記入してください。

15 個人情報の管理について

学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動に資する等のために用いるものであり、試験の結果に影響を与えるものではありません。

なお、記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い適正に管理します。

また、第1次選考を通過した場合、氏名、連絡先など第2次選考の実施に必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、各府省に提供します。

16 問合せ先

(1) 第1次選考に関する問合せ

- 受験申込み
- 受験票の内容
- 第1次選考通過者発表
- 第1次選考通過通知書の未着

人事院人材局試験課

電話 (03) 3581-5311 (内線 2331)

FAX (03) 3581-2795

(9:00～17:00 (土・日曜日及び祝日等の休日、年末年始は除く。))

(2) 第1次選考の実施の問合せ

第1次選考試験地に対応する以下の人事院地方事務局・沖縄事務所に問い合わせてください。

(9:00～17:00(土・日曜日及び祝日等の休日、年末年始は除く。))

第1次選考試験地	問合せ先	所在地	連絡先
札幌市	人事院北海道事務局	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	電話 (011) 241-1248 FAX (011) 281-5759
仙台市	人事院東北事務局	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	電話 (022) 221-2022 FAX (022) 267-5315
東京都	人事院関東事務局	〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1	電話 (048) 740-2006～8 FAX (048) 601-1021
名古屋市	人事院中部事務局	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1	電話 (052) 961-6838 FAX (052) 961-0069
大阪市	人事院近畿事務局	〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60	電話 (06) 4796-2191 FAX (06) 4796-2188
広島市	人事院中国事務局	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	電話 (082) 228-1183 FAX (082) 211-0548
高松市	人事院四国事務局	〒760-0019 高松市サンポート3-33	電話 (087) 880-7442 FAX (087) 880-7443
福岡市	人事院九州事務局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	電話 (092) 431-7733 FAX (092) 475-0565
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	電話 (098) 834-8400 FAX (098) 854-0209

国家公務員試験採用情報 NAVI [<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>]